

船橋市あっせん員委嘱に関する基準要領

1. 目的

この要領は、市が船橋市環境共生まちづくり条例（以下「条例」という。）第14条に規定する近隣居住環境との共生のための責務を果たすため、条例第16条第2項及び船橋市環境共生まちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第25条の規定に基づきあっせん員を委嘱し、建築計画に係る紛争の調整を図ることを目的とする。

2. 委嘱の取り消し要件

- (1) あっせん員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) あっせん員として職務の遂行に支障をきたすと判断されたとき。

3. 書類の提出

あっせん員として委嘱を受ける者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 承諾書

4. あっせん員の業務

あっせん員は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 中高層建築物の建築に係る紛争相談に関すること。
- (2) あっせんに関すること。
- (3) その他市が必要とする建築紛争に係る相談に関すること。

5. 報償金

あっせん員に係る報償金は、あっせんの業務の依頼を市から受け、当該業務のために市役所に登庁する都度1回につき25,000円を支給するものとする。ただし、この中には諸手当、交通費を含むものとする。

6. 共済組合等の保険

共済組合、社会保険及び雇用保険には加入しないものとする。

7. あっせん員の身分保障

あっせん員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。